

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・長崎県北部海区漁場計画	漁 業 振 興 課
・五島海区漁場計画	〃
・対馬海区漁場計画	〃
・道路の供用開始	道 路 維 持 課
◎ 公 告	所管課（室）名
・大規模小売店舗の変更事項届出（3件）	経 営 支 援 課
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（2件）	〃
・土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課
・土地改良区の役員の退任	〃
・測量の実施	建 設 企 画 課
・落札者等	物 品 管 理 室
◎ 教育委員会告示	所管課（室）名
・技能教育のための施設の連携科目変更	高 校 教 育 課
◎ 雑 報	所管課（室）名
・一般競争入札の実施	長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第391号

漁業法（昭和24年法律第267号）第62条第1項及び第64条第6項の規定に基づき、長崎県北部海区漁場計画の内容、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日及びその申請期間を次のとおり公示する。

令和4年6月3日

長崎県知事 大石 賢吾

第1 長崎県北部海区漁場計画の内容

1 漁業権に関する事項

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| (1) 漁場計画番号 | 別表のとおり |
| (2) 漁場の位置 | 別表のとおり |
| (3) 漁場の区域 | 別表のとおり |
| (4) 漁業種類及び漁業の名称 | 別表のとおり |
| (5) 漁業時期 | 別表のとおり |
| (6) 存続期間 | 令和4年9月3日から令和5年8月31日まで |
| (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 別表のとおり |
| (8) 関係地区 | 別表のとおり |

(9) 条件 別表のとおり

2 保全沿岸漁場に関する事項
設定なし

第2 漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項

1 長崎県北部海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果
長崎県北部海区漁場計画（案）の北区計第1144号について、計画して差し支えないとの意見であったため、
長崎県北部海区漁場計画を定めることとした。

2 漁場の図面 別添のとおり

第3 免許予定日及び申請期間

1 漁業の免許予定日 令和4年9月3日

2 申請期間 令和4年6月3日から令和4年7月15日まで

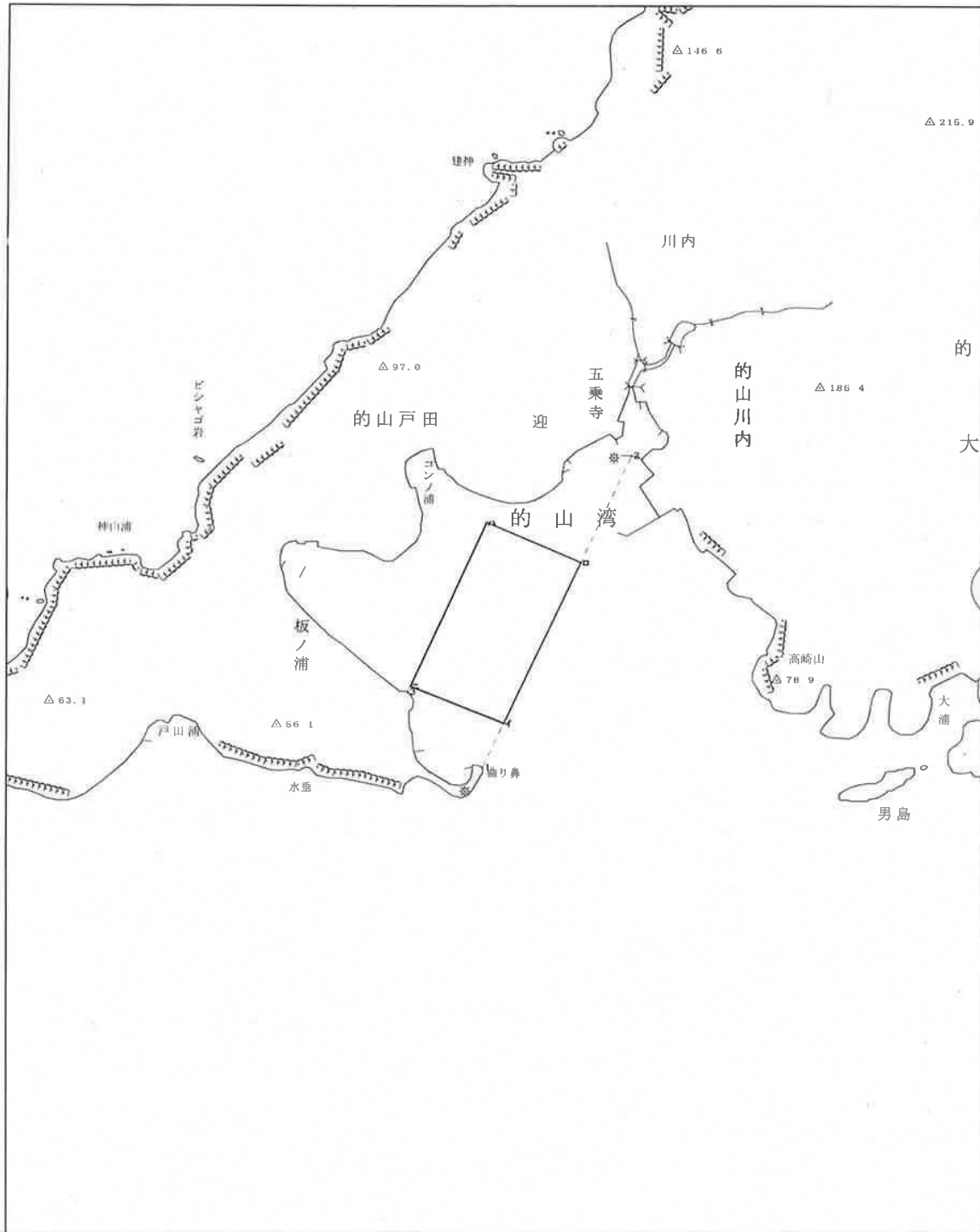
1 漁業権に関する事項
区画漁業権（1件）

漁場計画 番号	漁場の 位置	漁 場 の 区 域		漁 業 種 類 及 び 漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条 件
		区	域						
北区計 第1144号	長崎県 平戸市 大島村 的山曲崎 地先	次のイ、ロ、 ハ、ニの各点 を順次結んで イに至る各直 線によって囲 まれた区域	1 平戸市大島村的 山曲鼻東端 2 同市同村的山漁 協支所裏防波堤 標識（旧防波堤 先端） 3 同市同村的山板 浦流王鼻標識	第1種魚類小 割式養殖業 （くろまぐろ を除く）	1月1日 から 12月31日 まで	令和4年 9月3日 から 令和5年 8月31日 まで	団体漁業権	平戸市 大島村	

2 保全沿岸漁場に関する事項 なし

北区計 第1144号

縮尺=1/25,000



長崎県告示第392号

漁業法（昭和24年法律第267号）第62条第1項及び第64条第6項の規定に基づき、五島海区漁場計画の内容、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日及びその申請期間を次のとおり公示する。

令和4年6月3日

長崎県知事 大石 賢吾

第1 五島海区漁場計画の内容**1 漁業権に関する事項**

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| (1) 漁場計画番号 | 別表のとおり |
| (2) 漁場の位置 | 別表のとおり |
| (3) 漁場の区域 | 別表のとおり |
| (4) 漁業種類及び漁業の名称 | 別表のとおり |
| (5) 漁業時期 | 別表のとおり |
| (6) 存続期間 | 令和4年9月3日から令和5年8月31日まで |
| (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 別表のとおり |
| (8) 関係地区 | 別表のとおり |
| (9) 条件 | 別表のとおり |

2 保全沿岸漁場に関する事項

設定なし

第2 漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項**1 五島海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果**

五島海区漁場計画（案）の五区計第545号、五区計第1120号、五区計第1510号、五区計第1511号、五区計第1512号について、計画して差し支えないとの意見であったため、五島海区漁場計画を定めることとした。

2 漁場の図面 別添のとおり**第3 免許予定日及び申請期間**

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1 漁業の免許予定日 | 令和4年9月3日 |
| 2 申請期間 | 令和4年6月3日から令和4年7月15日まで |

1 漁業権に関する事項
区画漁業権（5件）

漁場計画 番号	漁場の 位置	漁 場 の 区 域		漁業種類及び 漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条 件
		区	点						
五区計 第545号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 桐古里郷 大地 地先	次の1、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町桐古里郷大地口ノ浦境界標識 2 同郡同町同郷向石南標識	第1種藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和4年9月3日から令和5年8月31日まで	団体漁業権	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷（佐尾を除く）若松郷（神部・土井ノ浦を除く）	
五区計 第11120号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 桐古里郷 大地 地先	次のイ、ロ、ハ、2、3、4、5の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町桐古里郷白浜鼻築堤大岩標識 2 同郡同町同郷口ノ浦白濱境界標識 3 同郡同町同郷大地口ノ浦境界標識 4 同郡同町同郷向石大地境界標識 5 同郡同町同郷釜蓋瀬南岩標識	第1種魚類小割式養殖業（くろまぐろを除く）	1月1日から12月31日まで	令和4年9月3日から令和5年8月31日まで	団体漁業権	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷（佐尾を除く）若松郷（神部・土井ノ浦を除く）	

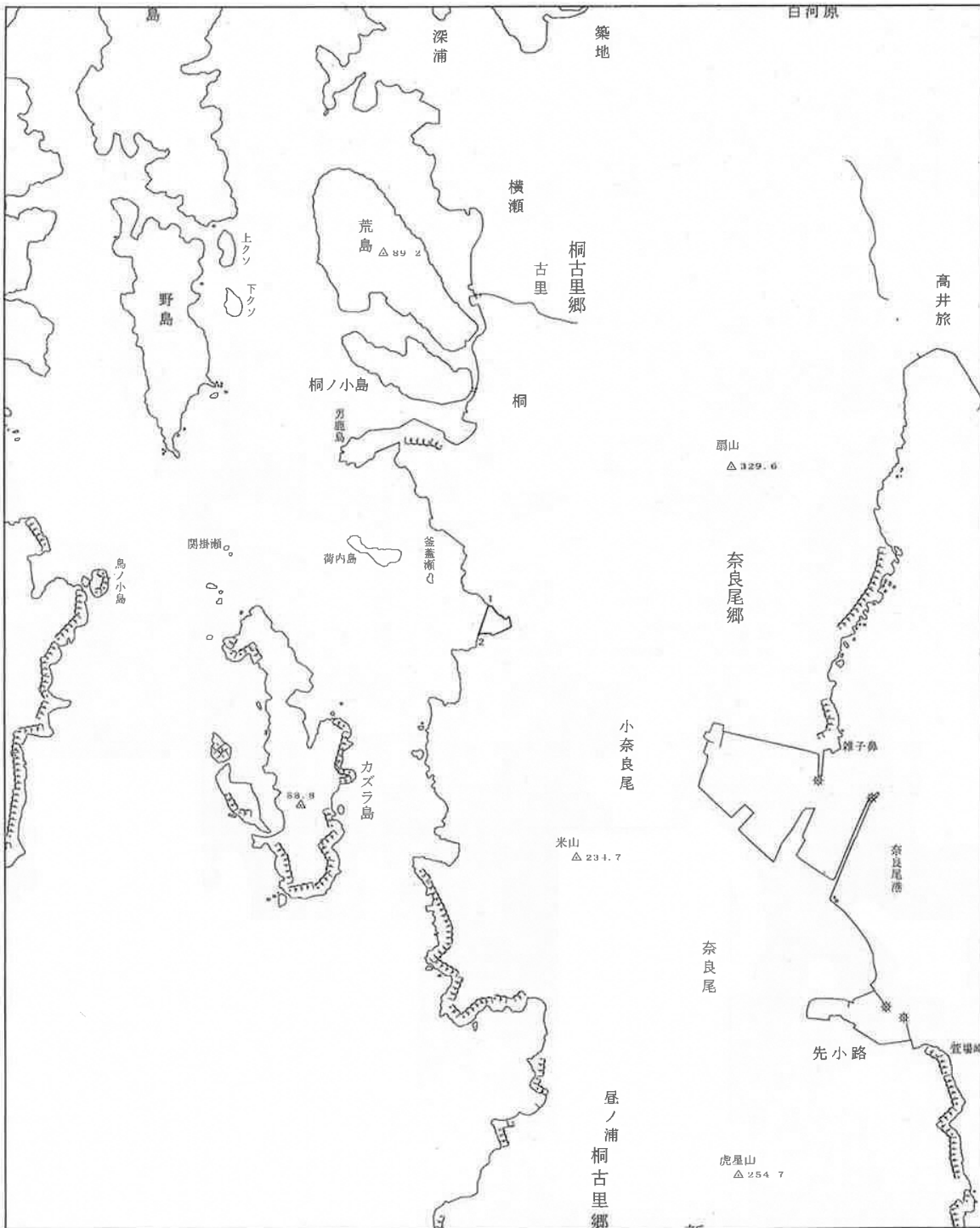
漁場計画 番号	漁場の 位置	漁場の 区域		漁場の 基 点	区域の 点	漁業種類及び 漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条 件
		区	域								
五区計 第1510号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 西神ノ浦郷 小河原 地先	次のイ、ロ、 ハ、ニの各点 を順次結んで イに至る各直 線によって囲 まれた区域	1 南松浦郡新上五 島町西神ノ浦郷 小河原東側防波 堤東端標識 2 同郡同町同郷大 平漁港東橋大岩 標識	イ 1から330度 255メートルの ところ ロ 1から330度 420メートルの ところ ハ 2から330度 305メートルの ところ ニ 2から330度 140メートルの ところ	第1種くろま ぐろ小割式養 殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和4年 9月3日 から令和 5年8月 31日まで	団体漁業権	南松浦郡 新上五島 町 荒川郷 西神ノ浦 郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を 除く) 若 松 郷 (神部・ 土井ノ浦 を除く)	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗とし、これを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径30メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が2,828平方メートルを越えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、32,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認められた場合は、この限りではない。	

漁場計画 番号	漁場の 位置	漁 場 の 区 域		基 点	区 域	漁 場 の 区 域	漁業種類及び 漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権	関係地区	条 件
		点	点									
五区計 第1511号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 桐古里郷 カズラ島東 側 地先	次のイ、ロ、 ハ、ニの各点 を順次結んで イに至る各直 線によって囲 まれた区域	イ 1 から60度 20メートルのところ ロ 1 から60度 75メートルのところ ハ 2 から39度 195メートルのところ ニ 2 から32度 145メートルのところ	1 南松浦郡新上五 島町桐古里郷カ ズラ島北東標識 2 同郡同町同郷カ ズラ島東側入江 中央標識	イ 1 から60度 20メートルのところ ロ 1 から60度 75メートルのところ ハ 2 から39度 195メートルのところ ニ 2 から32度 145メートルのところ	第1種魚類小 割式養殖業 (くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和4年 9月3日 から令和 5年8月 31日まで	団体漁業権	南松浦郡 新上五島 町 荒川郷 西神ノ浦 郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を 除く) 若松郷 (神部・ 土井ノ浦 を除く)		
五区計 第1512号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 桐古里郷 瀬戸 地先	次のイ、ロ、 ハ、ニの各点 を順次結んで イに至る各直 線によって囲 まれた区域	イ 1 から244度 50メートルのところ ロ 2 から244度 50メートルのところ ハ 2 から244度 135メートルのところ ニ 1 から244度 135メートルのところ	1 南松浦郡新上五 島町桐古里郷瀬 戸道路擁壁北側 標識 2 同郡同町同郷瀬 戸道路擁壁南側 標識	イ 1 から244度 50メートルのところ ロ 2 から244度 50メートルのところ ハ 2 から244度 135メートルのところ ニ 1 から244度 135メートルのところ	第1種魚類小 割式養殖業 (くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和4年 9月3日 から令和 5年8月 31日まで	団体漁業権	南松浦郡 新上五島 町 荒川郷 西神ノ浦 郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を 除く) 若松郷 (神部・ 土井ノ浦 を除く)		

2 保全沿岸漁場に関する事項 なし

五区計 第545号

縮尺=1/25,000

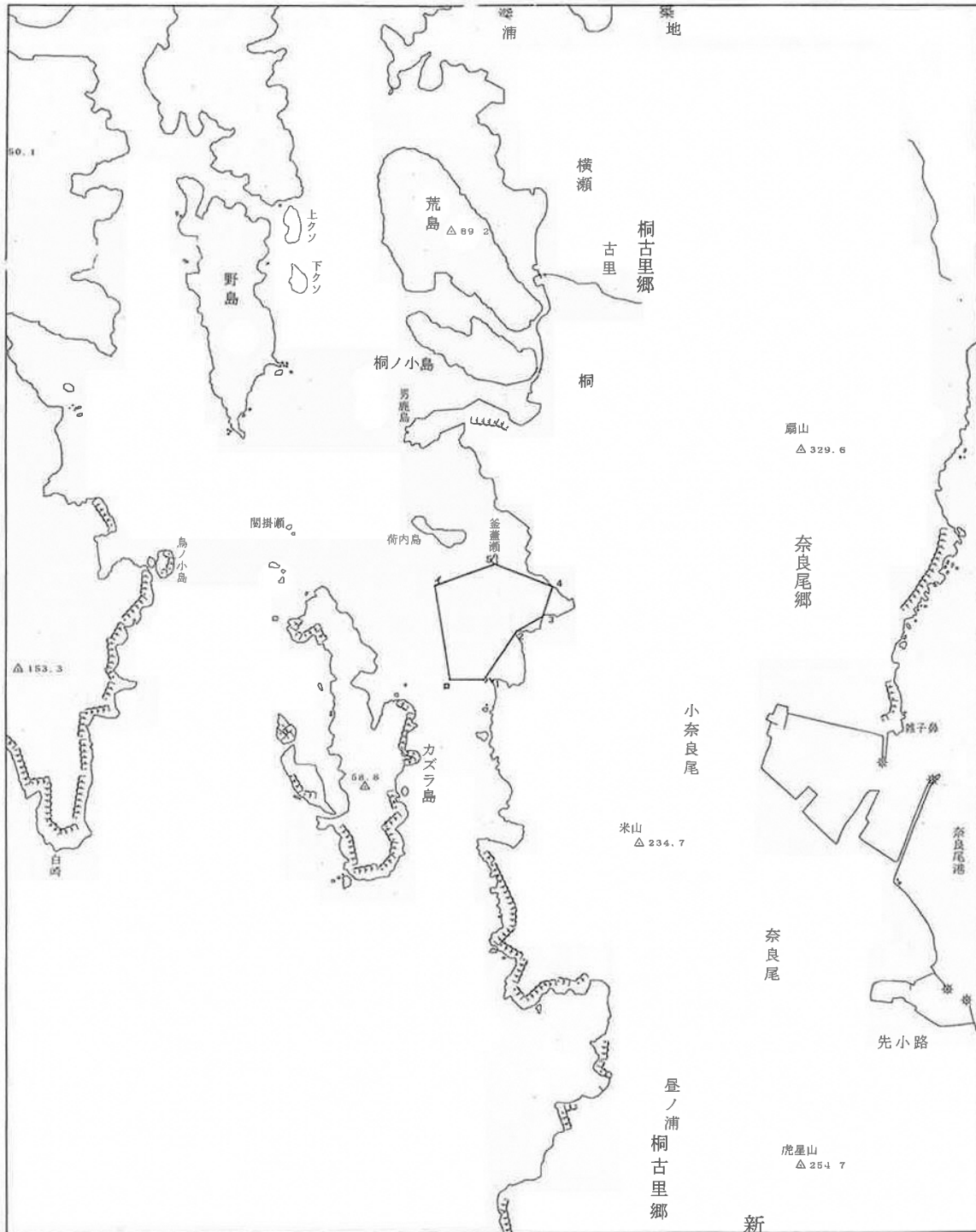


T. N



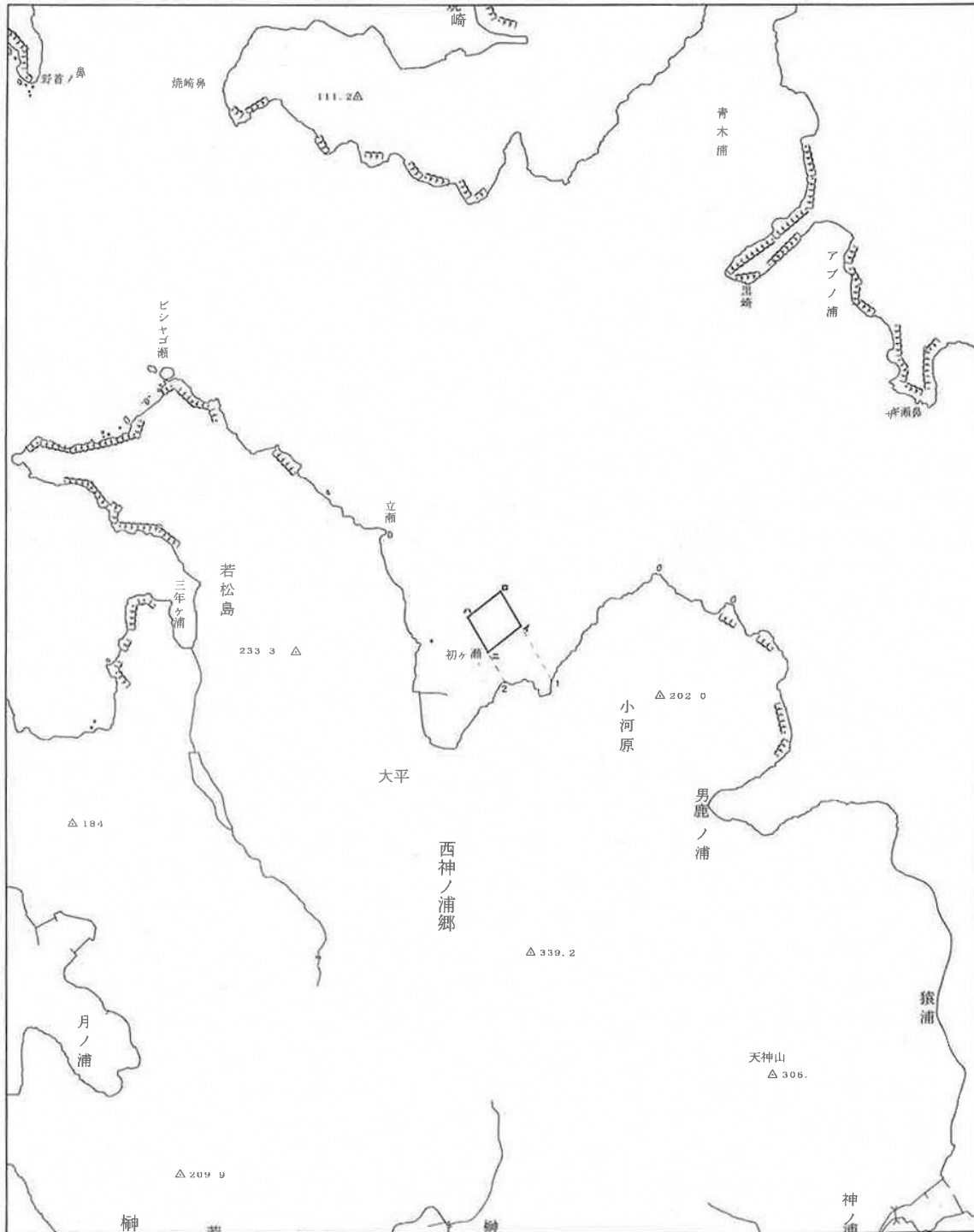
五区計 第1120号

縮尺=1/25,000



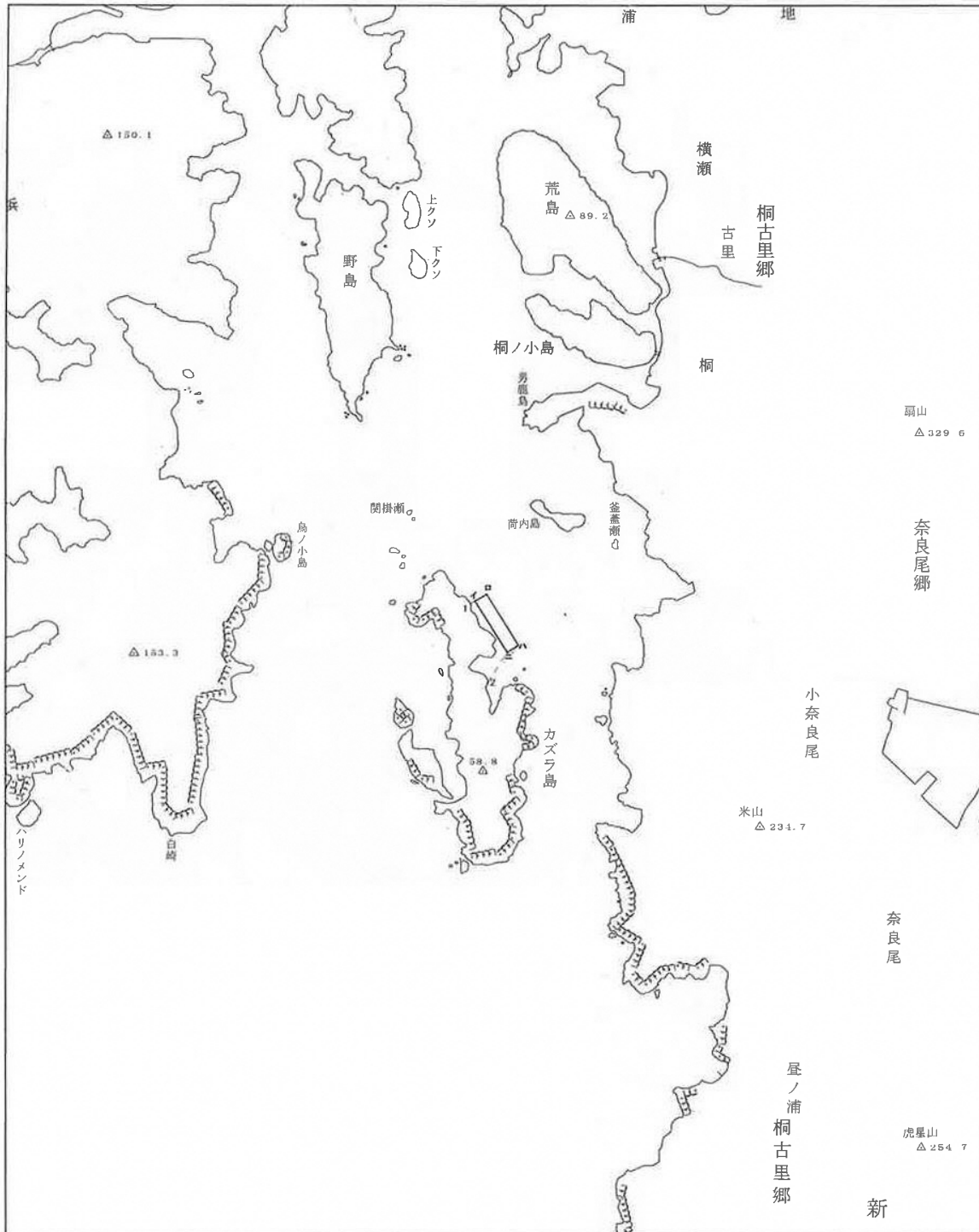
五区計 第1510号

縮尺=1/25,000



五区計 第1511号

縮尺=1/25,000



五区計 第1512号

縮尺=1/25,000



T. N



長崎県告示第393号

漁業法（昭和24年法律第267号）第62条第1項及び第64条第6項の規定に基づき、対馬海区漁場計画の内容、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日及びその申請期間を次のとおり公示する。

令和4年6月3日

長崎県知事 大石 賢吾

第1 対馬海区漁場計画の内容**1 漁業権に関する事項**

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| (1) 漁場計画番号 | 別表のとおり |
| (2) 漁場の位置 | 別表のとおり |
| (3) 漁場の区域 | 別表のとおり |
| (4) 漁業種類及び漁業の名称 | 別表のとおり |
| (5) 漁業時期 | 別表のとおり |
| (6) 存続期間 | 令和4年9月3日から令和5年8月31日まで |
| (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 別表のとおり |
| (8) 関係地区 | 別表のとおり |
| (9) 条件 | 別表のとおり |

2 保全沿岸漁場に関する事項

設定なし

第2 漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項**1 対馬海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果**

対馬海区漁場計画（案）の対区計第1095号について、計画して差し支えないとの意見であったため、対馬海区漁場計画を定めることとした。

2 漁場の図面 別添のとおり**第3 免許予定日及び申請期間**

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1 漁業の免許予定日 | 令和4年9月3日 |
| 2 申請期間 | 令和4年6月3日から令和4年7月15日まで |

1 漁業権に関する事項
区画漁業権（1件）

漁場計画 番号	漁場の 位置	漁 場 の 区 域		漁業種類及び 漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条 件
		区	域						
対区計 第1095号	長崎県 対馬市 美津島町 尾崎 漁港防波堤 地先	次のイ、ロ、 ハ、ニ、ホの 各点を順次結 んでイに至る 各直線によつ て囲まれた区 域	イ 1から70度 270メートルの ところ ロ 2から107度 60メートルの ところ ハ 2から107度 520メートルの ところ ニ 2から87度 720メートルの ところ ホ 1から70度 850メートルの ところ	第1種くろま ぐろ小割式養 殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和4年 9月3日 から令和 5年8月 31日まで	団体漁業権	対馬市 美津島町 尾崎	1. 漁業権者は、外国 漁船により漁獲された くろまぐろを養殖用種 苗とし、これを誓約 する書面を当該漁業を 営む者に提出させ、こ れに反した場合は、そ の者の行使を停止さ せなければならない。 2. 当該漁業権に係 る漁場の区域におい て設置する養殖の用 に供する生簀は、直径 40メートルの円形生簀 3台、直径30メートル の円形生簀4台、直径 25メートルの円形生簀 1台、直径20メートル の円形生簀107台、直 径15メートルの円形生 簀7台、15メートル× 15メートルの方形生 簀3台の規模を超え てはならない。ただ し、経営上必要な場 合は、生簀の総面積 が42,599平方メー トルを越えない範囲内 で、生簀の形状、規格 又は台数を変更する ことは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る 区画漁業で用いられる 養殖用種苗のうち、1 年当たりの天然種苗の 活込尾数は、27,834尾 を超えてはならない。

4. 人工種苗を活
だし、天然種
苗が確保でき
ない。天然種
苗が確保でき
ない理由があ
り、生簀によ
って天然種苗
と明確に区別
できず、判断
が認められない
場合

2 保全沿岸漁場に関する事項 なし

長崎県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年6月3日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 大崎公園線	東彼杵郡川棚町小串郷字芒野444番1地先から 東彼杵郡川棚町三越郷字鈴木野二440番2地先まで	令和4年6月3日

公 告

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年6月3日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス川棚店・グリーン東彼新鮮市場
長崎県東彼杵郡川棚町下組字瀧開1961-2, 1961-3, 2041-2, 2042-2
- 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
長崎県中央農業協同組合 代表理事組合長 真壁 正二郎
長崎県諫早市栗面174番地1
- 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）①株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
②長崎県中央農業協同組合 代表理事組合長 西山 洋一郎
（変更後）①株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
②長崎県中央農業協同組合 代表理事組合長 真壁 正二郎
- 変更の年月日
①令和3年8月24日
②令和2年8月1日

2 届出年月日

令和4年4月19日

3 関係書類の縦覧

- 縦覧期間
公告の日から4月間
- 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課、川棚町産業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年6月3日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス川棚店・グリーン東彼新鮮市場
長崎県東彼杵郡川棚町下組字渦開1961-2、1961-3、2041-2、2042-2
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
長崎県中央農業協同組合 代表理事組合長 真壁 正二郎
長崎県諫早市栗面町174番地1
- (3) 変更しようとする事項
①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
（変更前）
株式会社コスモス薬品 午前10時00分
長崎県中央農業協同組合 午前7時30分
（変更後）
株式会社コスモス薬品 午前9時00分
長崎県中央農業協同組合 午前7時30分
- (4) 変更の年月日
令和4年5月1日

2 届出年月日

令和4年4月19日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び川棚町産業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年6月3日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
なかよし村有喜店
長崎県諫早市松里町37番1外9筆
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
有限会社中村商事 代表取締役 中村 國昭

長崎県佐世保市大塔町8番地2

(3) 変更した事項

①大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) なかよし村有喜店

(変更後) なかよし村有喜店

②大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 長崎県佐世保市大塔町6番地1

(変更後) 長崎県佐世保市大塔町8番地2

(4) 変更の年月日

①平成26年11月20日

②令和4年3月7日

2 届出年月日

令和4年5月18日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び諫早市経済交流部商工観光課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年6月3日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ浜町店・ベスト電器長崎本店

長崎県長崎市浜町3番17号 他

2 届出の概要

大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

長崎市長 田上 富久

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年6月3日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 フレスポ福田
 長崎県長崎市大浜町1594番地6 外5筆
- 2 届出の概要
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
 長崎市長 田上 富久
 - (2) 意見書の内容
 意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
 公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
 長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、小迎土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年6月3日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
前 田 文 男	西海市西彼町小迎郷3230	佐 藤 和 徳	西海市西彼町小迎郷2676
山 本 博	西海市西彼町小迎郷427	葉 山 隆 一	西海市西彼町小迎郷911
北 川 渡	西海市西彼町小迎郷2552- 9	豊 永 秀 昭	西海市西彼町小迎郷464
開 原 信 行	西海市西彼町小迎郷860	田 川 末 敏	西海市西彼町小迎郷3373
百 岳 敏 晴	西海市西彼町小迎郷3323- 3	杉 本 忠 弘	西海市西彼町小迎郷3182
葉 山 良 高	西海市西彼町小迎郷448	坂 口 利 道	西海市西彼町小迎郷599
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
坂 本 正 博	西海市西彼町小迎郷3427	柳 谷 正 則	西海市西彼町小迎郷521- 1
山 道 秀 孝	西海市西彼町小迎郷2195- 3	別 頭 繁 昭	西海市西彼町小迎郷2176

土地改良区の役員の退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、正久寺長田土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。

令和4年6月3日

長崎県知事 大石 賢吾

退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所
寺 側 重 信	諫早市正久寺町326番地

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量（電子基準点現地調査）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年6月3日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎市、佐世保市、平戸市、大村市、西海市、壱岐市、東彼杵郡川棚町	令和4年7月25日から 令和4年11月18日まで

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和4年6月3日

長崎県知事 大石 賢吾

- 物品名及び予定数量
4 入札第12号 船舶用燃料（免税軽油）【単価契約】 予定数量 662,500リットル
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県出納局物品管理室
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881
- 調達方法
購入
- 契約方法
一般競争入札（WTO）
- 落札決定日
令和4年5月25日
- 落札者
長崎市五島町2番27号
長崎県漁業協同組合連合会 代表理事会長 高平 真二
- 落札価格（消費税及び地方消費税を含まない額）
124.0円
- 入札公告日
令和4年4月12日
- 落札方式
最低価格

教育委員会告示

長崎県教育委員会告示第3号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条第1項に規定する技能教育のための施設の連携科目を、令和4年6月3日から次のとおり変更する。

令和4年6月3日

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司

- 技能教育のための施設の名称
野田国際高等学院
- 技能教育のための連携科目

変更後の連携科目	変更前の連携科目
ビジネス・コミュニケーション 情報処理 ソフトウェア活用	ビジネス実務 情報処理 ビジネス情報

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学シーボルト校デジタル複合機複写サービス業務委託について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和4年6月3日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

- 一般競争入札に付する事項
 - 業務の名称
長崎県立大学シーボルト校デジタル複合機複写サービス業務
 - 委託業務の特質等
入札説明書等による。
 - 契約期間
令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
 - 設置場所
長崎県立大学シーボルト校（長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1）
 - 入札の方法
前記(1)の業務を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 入札参加資格
 - 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
 - ア又はイの資格を得ている者であること。
ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格。
イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。
 - この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
 - この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、令和4年6月14日（火）17時00分までに下記5の提出場所へ提出すること。

4 入札参加条件

この入札に参加する者は、入札説明書に掲げる設置しようとする機器の機能等証明書を、令和4年6月15日（水）17時00分までに、5の部局に、2部提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。

5 当該業務を担当する部局

（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1
（名称）長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ
（電話）095-813-5500 （FAX）095-813-5220

6 入札説明書の交付期間及び場所

（期間）この公告の日から令和4年6月14日（火）17時00分までの間（大学の休日を除く。）

（場所）5の部局とする。

なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載したレターパックライト専用封筒を同封のうえ、5の部局まで送付すること。（上記期限内必着とする。）

（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札・開札の場所及び期日等

（期日）令和4年6月21日（火）10時00分開始

（場所）長崎県立大学シーボルト校本部棟2階 特別会議室

入札当日が悪天候（大雨、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴収しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

10 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、8の入札当日に委任状を提出すること。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

11 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者。

かである者が入札したとき。

- (9) 設置予定機器が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すことがある。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書等による。
- (3) 不明な点に関する問い合わせ先 5の担当部局

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト